П

目

次

2月26日 (火曜日)

工場又は事業場の名称及び所在地

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

西日本高速道路株式会社

大阪市北区堂島一丁目六番二〇号

名 称 所在地

Ξ

特定施設に関する事項

美祢市美東町真名六四六番地 中国自動車道美東サービスエリア

構造及び使用時間間隔等

種

類

(m³) /

白カ

年予工 月 着 日定手

年予工 月 完成 日定成

年予使 月 開 日定始

間使用時隔間

時り一の日使当間用た

動季 の 概 要 変

の

法

造

平成 25 年

# 道路の区域の変更 (道路整備課) .....

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 ( 環境政策課 ) ....... |

漁船損害補償法第百十二条第一項の加入区として指定された告示の一部改正、漁船損害補償法第百十二条第一項の加入区として指定された告示の一部改正 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 ( 水産振興課 ) ..........

備考

「七二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七

七二

二六〇平成二五、

平成三六〇

連

四時間

変動あり

十二号のし尿処理施設をいう。

兀

道路とみなされる道の指定 (建築指導課) ...... 道路の位置の指定 (建築指導課)...... 道路の供用の開始 (道路整備課)..... : 五 五 五

Щ

## 山口県告示第六十三号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

縦覧に供する。 での間、 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年二月二十六日から同年三月十八日ま 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の

平成二十五年二月二十六日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

大 九

通

通

常

最

大

通

常

最

大

六〇

二六〇

汚水等の一日当たりの量

(m)

IIII, 000

四〇 常

五〇 大

通 (個/部)

窒

mg / 化素 最

五

\_

000

五

 $\frac{-}{\circ}$ 

"

//

染

状

態

の

値

染

状

態

の

値

排出水の一日当たりの量

m<sup>3</sup>

通 (個/部) 大腸菌群数

窒

通

常 五

通

常

大

通

常

最

大

二六〇

二六〇

最 mg

最 mg

五

1,000

 $\frac{-}{\circ}$ 

同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。 当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による 種

類

水

素

1

オ

(水素指数)

的 常

酸

.、 mg要

/ 水 』 量

通

常

最

通

常 五

最

通

常

最

大

通

常

最

二六〇

二六〇

燐パ

mg / l

汚水等の一日当たりの量(㎡)

mg

五

 $\overline{\circ}$ 

用

時

隔間

使日

用当

時た

間り

概季節的変動

要の

年 月 日工事着手予定

年 月 日

年 月 日 日

続

四

時

間

変

動

あ

1)

成二五

平成

三六

 $\equiv$ 

平成二六、四、

四

量

浮

遊 汚

物

mg質 染

量

状 窒

熊

の 素

値

汚

水 学

等 素

の

通

常

最

通 化  $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成2	25年2月26日	日 火曜日	Щ	,果	<b>報</b> (定	期)  第	图 2436 号
区平 生町加入	祝島加入区	平 大 神 郡 畠 代 加 入 入 区 区	柱 通制 加入 人区	五 区大島 町加入	久 賀加 入 区	加	加 入 区 平成二十五
『 平生町大字佐賀一六〇八 伊藤 正義』 『 『 『 一四六四の五 石井 信夫	<ul><li>" 大字祝島八七の二 岡本 正昭</li><li>" " 一九〇の二 畠山 英己熊毛郡上関町大字室津三八七の一 砂田 秋義</li><li>" 四七四七 吉永 正生</li></ul>	三五三の四 植中 西元 かん 佐田 かんしょう かんしょう かんしゅん かんしゅん おいま かんしゅん かんしゅん かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅん かんしゃ かんしゅん かんしゃ かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	高三石岡根上村崎	(字小松一四八七 波戸一四八七 波戸	七   大字久賀二六九八 大野   大字沒島四六四の 村田   大字沒	三 アイス 大字神浦一三の一 中川 貞明大島郡周防大島町大字平野一一八四 中尾 勇任 兵 アイア アイア アイア アイア アイア アイア アイア アイア アイア ア	発 起
"	" "	山口県漁業協同組合	柱島漁業協同組合	大島町漁業協同組合	久賀漁業協同組合	山口県漁業協同組合 出をする漁業協同組	
黒井加入区	区室 区蓋 津下加入	区六 区南 連島 泊加入	王 喜加入区	区新 区宇 宇部岬加入	加宇 秋 区新南陽 加入 区 新南陽 加入 区	戸田加入区 区 が 大浜加入	下 光加入区
" 豊浦町大字吉永六三七の二 " 四〇の三 " " 四〇の三	一八 豊浦町大字室津下一六七二の パ サイン カラス カラス カラス カラス カラ	J	"《室上打一丁目六番七号下関市松屋本町二丁目八番六号"居能町一丁目一〇番一号"西平原四丁目一番四〇号	恩田町一丁明川町二丁目	### ### ### #########################	『大字大津島四〇一 パラー 大字戸田五三八 川東市大字櫛ケ浜三六七 川五 コープ	『 大字笠戸島三六六の二下松市新川二丁目一○番一三号『 室積五丁目二番一三号光市光井一丁目一九番二一号
重 藤 村本 田 上	河 大 林元 空			安	大竹上平半中野杉田田田村	佐安西西 々達村村 木	東風浦 清 清本 豊
弘 龍 勝 文	幸正義夫治一			44 /\ 16 1/		表 忠 松 恭守 治 雄 則	出止秀清夫一次豊
黒井漁業協同組合	11 11	11 11	" 山口県漁業協同組合	新宇部漁業協同組合	11 11 11	11 11	11 11

	平成2	5年	2 <b>F</b>	26	日 <u></u>	火曜	日		ı	Ц			П_		ļ	県		報	ł		(定	.期 ]	)		Ŝ	<b>第</b> 2	243	6 号	<u> </u>	_
秋穂加入区	区新南陽加入	戸田加入区	区権ケ浜加入	松	光加入区	区平生町加入	祝島加入区	室津加入区	平郡加入区	大畠加入区	神代加入区	柱島加入区	通津加入区	区; ! !	大島町加入	久賀加入区	浮島加入区	森野加入区	加 入 区	二 指定漁船調書の縦覧		須佐加入区		見島加入区		大島加入区		長門加入区	角島加入区	
"	"	11	"	"	11	"	11	"	11	"	11	11	11		II	"	"	まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	縦覧期	調書の縦覧	" 四八六七	" 大字須佐四八〇一	" " 七一の二	" 見島一二七	" " 五	萩市大島四〇七の一	" "二十九	長門市仙崎一八〇四	<ul><li>" 豊北町大字角島一一〇七の一</li></ul>	
"	"	11	,,,	11	11	"	11	11	山口県漁業協同組合	大畠漁業協同組合	神代漁業協同組合	柱島漁業協同組合	通津漁業協同組合	- \	大島町漁業協司組合	久賀漁業協同組合	11	三月十二日 山口県漁業協同組合	間縦覧場所		川口勝美	佐々木 寛 〃	曽根 則次	山根 庸夫 〃	濱村 洋一	田中 誠一 "	三輪 敏行		西嶋 省吾 地名 人名 电电子 电电子 电电子 电电池 电电池 电电池 电电池 电电池 电电池 电电池	
置中、日置上	「日置町加入区 長門市のうち日置蔵小田、日	会 会计 東	[ 入 [ 区 (	「東岐波加入区宇部市大字東岐波		平成二十五年二月二十六日	県告示第七百十一号)の一部を次のように改正する。	漁船損害補償法第百十二条第一項の加	山口県告示第六十五号			須佐加入区 "	見島加入区 "	大島加入区 "	長門加入区 "	角島加入区 "	黒井加入区 "	区室津下加入 "		蓋井島加入 "	六連島加入 "	区域がカン・	\ <u>\</u>	<u> </u>	藤曲浦加入 "	X	新宇部加入 "	区 部岬加入 "	加入区 常部市東部 "	
	長門市のうち日置蔵小田、日置野田、日置下、日別、プログルジンプログルジンプログルジンプログルジンプログルジンプログルジンプログルジンプログルング	を見支支でした。 かんりょう はんこう かんかん かんかん かんしん こうしん かんしん しんしん かんしん はんしん かんしん しんしん しんしん しん	村可	ŧ	山口県知事 山 本 繁太郎		に改正する。	補償法第百十二条第一項の加入区として指定された告示 (昭和三十五年山口				"	"	11	山口県漁業協同組合	角島漁業協同組合	黒井漁業協同組合	11		II	11	,	, ,	,	山口県漁業協同組合		新宇部漁業協同組合	11	"	

路

線

名

萩秋芳線

道路の種類

県道

道路の区域

山口県告示第六十六号

長門加入区

長門市加入区 仙崎加入区

長門市 (油谷町加入区、

油谷町北西部加入区、

を

長門市大字仙崎

長門市 (油谷町加入区、 置町加入区、 入区の区域を除く。 仙崎加入区、 通加入区及び三隅町加

加入区及び三隅町加入区の区域を除く。 油谷町北西部加入区、 通

に改める。

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十五年二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十五年二月二十六日

Щ 本

繁太郎

山口県知事

で、「市同大字同字一九五四の一地先までを」で、「大字をできた」ので、「大字をできた」である。 X 間 旧新別 新 旧 最最 広狭 最最 広狭 (メートル)敷地の幅員 六二 八九 〇一 七二 一九 · · 四一 ( メ イ 六四 六四・八 ・ ト ル 長 · 八 完了による。 備 考

道路の種類 県道

路 線 名 厚狭停車場郡線

道路の区域

X 間 旧新別

先から山陽小野田市桜一丁目七の一○ 地 旧 最最 広狭 敷 (メー・派世の ト幅 ル 員 (延 イ ・ ト ル 長 備

まで同市大字郡字寺田一五九〇の一地先

新

最最 広狭 三二 -六O

|○|・○| 起点の変更によ

#### 山口県告示第六十七号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

その関係図面は、平成二十五年二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課

において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

山口県知事

Щ

本

繁太郎

萩県 路 秋 線 芳 名 線道 同市同大字同字一九五四の一地先まで萩市大字椿字笠屋一九六四の二地先から 供 用 開 始 の X 間 二十六日平成二十五年二月 供用開始の期日

郡厚県線狭停車場道 路 線 名 同市大字郡字寺田一五九〇の一地先まで山陽小野田市桜一丁目七の一〇一地先から 供 用 開 始 の X 間 二十六日平成二十五年二月 供用開始の期日

## 山口県告示第六十八号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十五年二月二十六日

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

考

地

名

山口県知事 Щ 本 繁太郎

及 び 番 地 幅 (メートル) 延 メー トル長 (平方メートル)る土地の面積 る土地の面積 おり指定する。

その関係図面は、

周

.南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

百百

号

Щ

П

一七及び四五の二四地一、四五の一三、四五の一三、四五 山口県告示第六十九号 建築基準法(昭和二十五年法律第一 部及び八五九の日陽小野田市揥山日 の王 部五 四 四岗 の 五五のの ത 五 兀 五 兀 五・〇~六・ 0 〇~六・五  $\bigcirc$ 五~六・ 七 第四十二 五 0 \_ |条第二項に規定する道を次のと 二六二・三 七四九・ 一二九・六 八九・  $\equiv$ 八 五 Ξ Ę 一一、三六八:二四 六 五三三三〇 九七八・ 九五六・一一 九七三・〇四 五三

_								띡				떠
小周防四二号	小周防四一号	小周防四〇号	小周防三九号	小周防三八号	小周防三七号	小周防三六号	小周防三五号	小周防三四号	小周防三三号	小周防三二号	小周防三一号	名称
地先 地名 地名 地名 地名 地名	先 松本九〇七の一地 光市大字小周防字	四地先の地元三九のの光市大字小周防字	の六地 先二三〇九次 大市大字小周防字が	一地先 上植松二七四八の 光市大字小周防字	一地先    一地先    立石二八一八地    立石二八一八地    大市大字小周防字光市大字小周防	地先出れている。地先出れている。これでは、一五〇の二門前二一五〇の二門前二一五〇の出れている。	地先のアンスの一次の一次では、アンスの一次の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	先	地先の一西方三五二九の一西方三五二九の一西方三五二九の一西方三五二	地先四方三五〇九の一四地光市大字小周防字光市	地先 田田三五五五五の三西ケ浴一二四七 光市大字小周防字光市大字小周防	<b>孙</b>
地先において、このにの出り、おおり、このには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	○七の一地松本九一一の一地 字小周防字光市大字小周防字	四地先二地先二地先二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	7原二三五五地元市大字小周防	ニ七四八の上植松九四九地先字小周防字四	立石二八一八地先光市大字小周防字	地先門前二一五〇の一光市大字小周防字	先   では、   では、  では、  では、  では、  では、  では、	先	四周の防	四地先 西ケ浴三四九六の 光市大字小周防字	五地先 西ケ浴ー二四七の 光市大字小周防字	<b>%</b>
四 · O	地字 四・〇 四・二	四· 〇 四· 九	先字 四・〇 四・一	四·〇 <sub>~</sub> 四·一	四 · 〇	四 · ○	四·〇 <sub>~</sub> 八·三	四 〇 四· 五	字四・〇~四・六	四・〇	の字 四・○ 五・三	(メートル) 道路幅員
二	一〇八・九	- 〇 - 五	五		三 八· 〇	七四・七	四三九・三	八五・九	一 九・〇	六八、六	五九五・七平成	(メートル) 延 長
"	" "	"	"	"	"	"	" "	"	// //	" "	平成二五、二六	指定年月日

平成2	25年2月	]26日	火曜日		Щ	П	県		報	(定期	期)	第	2436 <del>-</del>	<del></del>
野一三号	立野二号	立 野 一 号	立野一〇号	小周防五三号	小周防五二号	小周防五一号	小周防五〇号	小周防四九号	小周防四八号	小周防四七号	小周防四六号	小周防四五号	小周防四四号	小周防四三号
三地先	〇地先 ・ 地先 ・ 大市大字立野字森光市大字立野字前	地先 地先 地先 地先 地先	一地先 地先 一地先 地先	一地先地先地先が一地先地の一地先地の一地の一地の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の	〇の一地先 東鍛治ノ前一五一東鍛治ノ前一五〇 来銀治ノ前一五〇一地先	三地先生の地とは一五六五地と、一大の地とは一五三九の地とは一五六五地と、一大の地とは一五六五地と、一大の地とは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大の	一地先先の池ノ迫一五七〇地光市大字小周防字光市大字小周防字	地先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ー地先 東鍛治ノ前ー七三東鍛治ノ前ー五二四 光市大字小周防字光市大字小周防字	地先地先地先地先地先地先地先地先地先地先地た	一地先 一地先 一四の下正符ケ浴ーー二 光市大字小周防字光市大字小周防字	地先清太夫六六二の二清太夫六四一地先清太夫六六二の二清太夫六月の時字四	先の一地高本六八の一地先宗円六六八の七地高本六八の一地先宗日六六八の七地高本六八の一地先四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	先 宗円七六五の二地宗円七六三の五地 宋市大字小周防字光市大字小周防字
四 · · · · ·	四 · ○	四 · ○		四 · ○	四 · ○	四 · ○	四 · ○	四 · ○		四 · ○	四 · ○		 ∴ ∴ ○	四 · ○
四三六・八	二九・四	六八・三	六三・四	四六八・五		五六・七	二五・八	三八四・九	一〇二・五	1 - []][] - []	六六・六	四七・四	一、〇七三・五	五 一 · 九
" "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	    	"

<i>''</i>	〇 一 〇 五 一 · 〇	四	(字立野字中光市大字束荷字河	立野一五号 地先 光市大
"	二〇五・〇	四・〇	先の一地ケ垰八八二の一地用寺七八一の一地ケ垰八八二の一地ケ垰八八二の一地	立野一四号

平成二十五年二月二十六日発行平成二十五年二月二十六日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁